

千葉県入院者訪問支援 事業について



千葉県健康福祉部障害者福祉推進課
R8.7.30 千葉県入院者訪問支援事業推進会議

入院者訪問支援事業（令和6年度以降）

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市（以下、「都道府県等」という。）

精神科病院



【支援対象者】

- (1) 市町村長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者
- (2) 地域の実態等を踏まえ、(1)と同等に支援が必要として都道府県知事が認め、本事業による支援を希望する者

第三者である訪問支援員が、医療機関外から入院中の患者を訪問し支援

※入院者の求めに応じて、都道府県等が派遣を調整



面会交流、支援
傾聴、生活に関する
相談、情報提供 等



※2人一組で精神科
病院を訪問

都道府県等による選任・派遣



【訪問支援員】

- 都道府県知事が認めた研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者
- 支援対象者からの求めに応じて、入院中の精神科病院を訪問し、支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞く（傾聴）ほか、入院中の生活に関する相談や、支援対象者が困りごとを解消したり、希望する支援を受けるためにはどうすれば良いのかを対象者に情報提供する。

【精神科病院に入院する方々の状況】

医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすく、

- ・ 孤独感や自尊心の低下
- ・ 日常的な困りごとを誰かに相談することが難しい、支援を受けたいが誰に相談してよいかわからないといった悩みを抱えることがある。

第三者による支援が必要

【入院者訪問支援事業のねらい】

医療機関外の第三者が、支援対象者と会話を交わし、支援対象者の話を傾聴することにより、様々な思いを受け止め、対象者が自らの力を発揮できるよう、対象者の立場に立って寄り添うもの。

（留意点）

- ・ 令和6年度より法定事業として位置づけ。（守秘義務等）
- ・ 訪問支援員について、特段の資格等は不要。※研修修了は義務
- ・ 訪問支援員が対象者に代わって対象者の困りごとを解決することや、訪問支援員が医療・介護・障害福祉サービスの利用を調整したりサービスを自ら提供することは、本事業の支援として意図するものではない。

精神科病院に入院している支援対象者の自尊心低下、孤独感、日常の困りごと等の解消が期待される。

令和8年度千葉県入院者訪問支援 事業概要

実施体制		根拠法令
実施主体	千葉県	精神保健福祉法 第 3 5 条の 2
委託先	社会福祉法人ロザリオの聖母会 地域生活支援センター友の家	
支援対象者		周知方法
千葉県内の精神科病院に入院中で、以下の ①又は②のうち本事業による訪問を希望する者 ①市町村長同意の医療保護入院者 ②地域の実情を踏まえ①と同様な支援が必要と思われる者 ※千葉市長同意の医療保護入院者への訪問は千葉市が実施予定		リーフレットを作成し、 病院職員を通じて対象者に 配布する。また、医療 保護入院の同意を行った 市町村の職員が面会する 際に、本事業を紹介する。

令和8年度千葉県入院者訪問支援事業概要

時間・回数

30分～1時間程度 1人あたり2回

訪問支援員

養成研修修了者から千葉県が選任した者
病院・対象者に利害関係のない第三者の立場の者を派遣

派遣調整【委託】

入院患者や病院職員からの依頼を受け、訪問する訪問支援員の人選、日程調整及び報告等の管理を行う。

協議の場の設置【一部委託】

①推進会議（県） ②実務者会議（委託）

訪問支援員養成及びフォローアップ研修

年1、2回程度

支援の管轄について

基本的にご本人の住所管轄になります

住所地	事務局
千葉県千葉市以外	千葉県の事務局
千葉市	千葉市の事務局
千葉県外	病院管轄の事務局

千葉県の会議体について

推進会議

【実施主体】千葉県

【会議体】千葉県総合支援協議会精神障害者地域生活支援
専門部会

【構成員】当事者会、家族会、精神科病院協会、精神障害者
自立支援事業協会、精神障がい者地域活動支援事業所協議会、
作業療法士会、障害者就業・生活支援センター、精神保健福祉士
協会、看護協会、精神保健福祉協議会、市役所、委託事業者、
総合救急災害医療センター、精神保健福祉センター、県

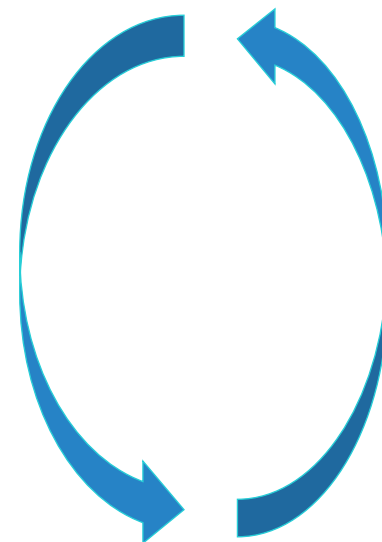
実務者会議

【実施主体】友の家

【構成員】精神科病院、精神保健福祉士協会、市役所、保健所、
訪問支援員（当事者や専門職）、委託事業者、精神保健福祉
センター、県

【オブザーバー】精神障害にも対応した地域包括ケアシステム
構築推進事業の圏域連携コーディネーター

進め方の検討
・見直し



課題等の洗い出し
・検証

千葉県入院者訪問支援事業実施に際して

実務者会議で出ている主な意見

周知方法の工夫について、リピートの希望について、事業評価の必要性、ピアサポーターの重要性 等

今年度の取組と方向性

- 実際に訪問支援を通しての気づきの共有
- リーフレットの改定を行うとともに、市町村担当者向け研修を開催予定
- 評価方法のひとつとしてアンケート実施
- 圏域連携コーディネーターとの連携及びピアサポーターの活躍の場を確保

